

昭和二十七年人事院規則一一〇

人事院規則一一〇（職員の懲戒）

人事院は、國家公務員法に基き、人事院規則一一〇（職員の懲戒）を次のように改正する。
 （総則）

第一条 職員の懲戒は、官職の職務と責任の特殊性に基づいて法附則第四条の規定により法律又は規則をもつて別段の定めをした場合を除き、この規則の定めるところによる。

第二条 停職の期間は、一日以上一年以下とする。

第三条 減給は、一年以下の期間、その発令の日に受ける俸給の月額の五分の一以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける俸給の月額の五分の一に相当する額を超えるときは、当該額を給与から減ずるものとする。

第四条 戒告は、職員が法第八十二条第一項各号のいずれかに該当する場合において、その責任を確認し、及びその将来を戒めるものとする。

（減給）

第五条 減給は、一年以下の期間、その発令の日に受ける俸給の月額の五分の一以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける俸給の月額の五分の一に相当する額を超えるときは、当該額を給与から減ずるものとする。

第六条 戒告は、職員に文書を交付して行わなければならない。

第七条 任命権者は、懲戒処分を行つたときは、法第八十九条第一項に規定する説明書の写一通を人事院に提出しなければならない。

（他の任命権者に対する通知）

第八条 任命権者は、懲戒に付せられるべき事件が刑事裁判所に係属する間に、同一事件について懲戒手続を進めようとする場合において、職員本人が、公判廷において（当該公判廷における職員

本人の供述があるまでの間は、任命権者に対して）、懲戒処分の対象とする事実で公訴事実に該当するものが存すると認めているとき（第一審の判決があつた後につけては、当該判決（控訴審の判決があつた後は当該控訴審の判決）により懲戒処分の対象とする事実で公訴事実に該当するものが存すると認められているとき）に限る。）は、法第八十五条の人事院の承認があつたものとして取り扱うことができる。

第九条 任命権者は、前項の規定により懲戒手続を進め、懲戒処分を行つた場合には、当該懲戒処分について前条の規定により处分説明書の写を人事院に提出する際に、前項に該当することを確認した

（他の任命権者に対する通知）

第十条 任命権者は、前項の規定により懲戒手続を進め、懲戒処分を行つた場合には、当該懲戒処分について前条の規定により处分説明書の写を人事院に提出する際に、前項に該当することを確認した

（他の任命権者に対する通知）

第十一条 任命権者は、前項の規定により懲戒手続を進め、懲戒処分を行つた場合には、当該懲戒処分について前条の規定により处分説明書の写を人事院に提出する際に、前項に該当することを確認した

（他の任命権者に対する通知）

第十二条 任命権者は、前項の規定により懲戒手続を進め、懲戒処分を行つた場合には、当該懲戒処分について前条の規定により处分説明書の写を人事院に提出する際に、前項に該当することを確認した

（他の任命権者に対する通知）

第十三条 任命権者は、前項の規定により懲戒手続を進め、懲戒処分を行つた場合には、当該懲戒処分について前条の規定により处分説明書の写を人事院に提出する際に、前項に該当することを確認した

（他の任命権者に対する通知）

第十四条 任命権者は、前項の規定により懲戒手続を進め、懲戒処分を行つた場合には、当該懲戒処分について前条の規定により处分説明書の写を人事院に提出する際に、前項に該当することを確認した

（他の任命権者に対する通知）

第十五条 任命権者は、前項の規定により懲戒手続を進め、懲戒処分を行つた場合には、当該懲戒処分について前条の規定により处分説明書の写を人事院に提出する際に、前項に該当することを確認した

（他の任命権者に対する通知）

第十六条 任命権者は、前項の規定により懲戒手続を進め、懲戒処分を行つた場合には、当該懲戒処分について前条の規定により处分説明書の写を人事院に提出する際に、前項に該当することを確認した

（他の任命権者に対する通知）

第十七条 任命権者は、前項の規定により懲戒手続を進め、懲戒処分を行つた場合には、当該懲戒処分について前条の規定により处分説明書の写を人事院に提出する際に、前項に該当することを確認した

（他の任命権者に対する通知）

第十八条 任命権者は、前項の規定により懲戒手続を進め、懲戒処分を行つた場合には、当該懲戒処分について前条の規定により处分説明書の写を人事院に提出する際に、前項に該当することを確認した

（他の任命権者に対する通知）

第十九条 任命権者は、前項の規定により懲戒手続を進め、懲戒処分を行つた場合には、当該懲戒処分について前条の規定により处分説明書の写を人事院に提出する際に、前項に該当することを確認した

（他の任命権者に対する通知）

第二十条 任命権者は、前項の規定により懲戒手続を進め、懲戒処分を行つた場合には、当該懲戒処分について前条の規定により处分説明書の写を人事院に提出する際に、前項に該当することを確認した

（他の任命権者に対する通知）

第二十一条 任命権者は、前項の規定により懲戒手続を進め、懲戒処分を行つた場合には、当該懲戒処分について前条の規定により处分説明書の写を人事院に提出する際に、前項に該当することを確認した

（他の任命権者に対する通知）

- 附 則** (平成二年二月二七日人事院規則一一三二) 抄
 (施行期日)
 1 この規則は、平成十三年一月六日から施行する。
- 附 則** (平成二年二月二七日人事院規則一一三三) 抄
 (施行期日)
 1 この規則は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、第九条の規定、第十条中規則九一八別表第一の改正規定、第十二条中規則九一四〇第五条の改正規定、第十三条の規定、第十四条の規定、第十五条の規定、第十六条の規定、第十七条及び第十八条の規定は、同年四月一日から施行する。
- 附 則** (平成一三年三月三〇日人事院規則二一〇一六)
 この規則は、平成十三年四月一日から施行する。
- 附 則** (平成一三年一月三〇日人事院規則二一〇一七)
 この規則は、平成十三年十二月一日から施行する。
- 附 則** (平成一四年四月一日人事院規則一一三五) 抄
 (施行期日)
 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則** (平成一五年一月一四日人事院規則一一三七) 抄
 (施行期日)
 1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。
- 附 則** (平成一五年三月三一日人事院規則二一〇一八)
 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。
- 附 則** (平成一五年四月九日人事院規則二一〇一九)
 この規則は、平成十五年四月十日から施行する。
- 附 則** (平成一五年六月四日人事院規則二一〇一〇)
 この規則は、平成十五年六月十五日から施行する。
- 附 則** (平成一五年九月三〇日人事院規則二一〇一一)
 この規則は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、第九条第五号の改正規定は、同月二日から施行する。
- 附 則** (平成一六年二月二六日人事院規則二一〇一二)
 この規則は、平成十六年一月五日から施行する。
- 附 則** (平成一六年二月二七日人事院規則二一〇一三)
 この規則中第九条第二十五号の改正規定は平成十六年一月二十九日から、同条第百七号の改正規定は同年三月一日から施行する。
- 附 則** (平成一六年三月五日人事院規則二一〇一四)
 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。
- 附 則** (平成一六年三月三一日人事院規則二一〇一四)
 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。
- 附 則** (平成一六年六月三〇日人事院規則二一〇一五)
 この規則は、平成十六年七月一日から施行する。
- 附 則** (平成一六年九月三〇日人事院規則二一〇一六)
 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。
- 附 則** (平成一六年九月三〇日人事院規則二一〇一七)
 この規則は、平成十八年一月二十三日から施行する。
- 附 則** (平成一七年九月三〇日人事院規則二一〇一八)
 この規則は、平成十七年十月一日から施行する。
- 附 則** (平成一八年一月二〇日人事院規則二一〇一九)
 この規則は、平成十八年一月二十三日から施行する。
- 附 則** (平成一八年三月三一日人事院規則二一〇一〇)
 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。
- 附 則** (平成一九年三月三〇日人事院規則二一〇一一)
 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

- 附 則**（平成一九年五月三一日人事院規則一一〇一一二）
 この規則は、平成十九年六月一日から施行する。
- 附 則**（平成一九年九月二八日人事院規則一一〇一三三）
 この規則は、平成十九年十月一日から施行する。
- 附 則**（平成二〇年三月三一日人事院規則一一〇一二四）
 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成二〇年七月一一日人事院規則一一〇一二五）
 この規則は、平成二十一年八月一日から施行する。
- 附 則**（平成二〇年九月二九日人事院規則一一〇一二六）
 この規則は、平成二十年十月一日から施行する。
- 附 則**（平成二一年三月三一日人事院規則一一〇一二七）
 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第九条第百三十四号の改正規定は、同年六月一日から施行する。
- 附 則**（平成二一年六月二八日人事院規則一一〇一二八）
 この規則は、平成二十一年六月二十二日から施行する。
- 附 則**（平成二一年九月一八日人事院規則一一〇一二九）
 この規則は、平成二十一年九月二十八日から施行する。ただし、第九条に二号を加える改正規定（第百三十八号に係る部分に限る。）は、同年十月一日から施行する。
- 附 則**（平成二一年一二月二八日人事院規則一一五六）抄
 この規則は、平成二十一年一月一日から施行する。
- （施行期日）**
- 1 この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。
- 附 則**（平成二二年七月二二日人事院規則一一〇一三〇）
 この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成二三年八月二九日人事院規則一一〇一三一）
 この規則は、平成二十三年八月三十日から施行する。ただし、第九条第六十四号及び第百七号の改正規定は、同年十月一日から施行する。
- 附 則**（平成二三年一〇月三一日人事院規則一一〇一三二）
 この規則は、平成二十三年十一月一日から施行する。
- 附 則**（平成二四年二月二二日人事院規則一一〇一三三）
 この規則は、平成二十四年二月二十三日から施行する。
- 附 則**（平成二四年三月三〇日人事院規則一一〇一三四）
 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第九条第七十四号の改正規定は、同年七月一日から施行する。
- 附 則**（平成二四年九月二八日人事院規則一一〇一三五）
 この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。
- 附 則**（平成二五年一月三二日人事院規則一一〇一三六）
 この規則は、平成二十五年二月一日から施行する。
- 附 則**（平成二五年三月一五日人事院規則一一〇一三七）
 この規則は、平成二十五年三月十八日から施行する。ただし、第九条第九十一号の改正規定は、同年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成二五年九月五日人事院規則一一〇一三八）
 この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則**（令和元年五月二十四日人事院規則一一〇一三九）
 この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則**（令和四年二月一八日人事院規則一一七九）抄
 （施行期日）
 第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。